

省庁再編論の位置とめざすもの

浜川 清

はじめに

省庁再編が、いまのように、「国民的な」課題となっているのは、ある意味で奇妙な現象である。国の省庁の内部でどのようなことが行われているか、それが効率的に運営されているか腐敗に満ちているかは、ほとんど国民には知らされないままにきたのであり、行政の研究者にとっても、国の省庁は情報のきわめて乏しい対象であり閉鎖的な存在であった。そうした存在であった省庁の再編が、国民的な課題として、マスコミによってしきりに問題にされるところに、不自然なものが感じられるのである。それは、第2臨調以来の行政改革論議に常につきまとうた胡散臭さに共通するものである。

政治・行政・業界の腐敗が、底知れない様相を国民と世界中に明らかにする中で、国民は何らかの改革を求める心情を当然に共有することになる。果たして、今日の、省庁再編＝国の中央省庁の行政組織改革は、そうした国民の期待に応えるものとなるのだろうか、それとも、相変わらずの胡散臭さに満ちたものであり国民を愚弄するものでしかないのか、あるいは、日本を危険な方向に向かわせることになるのか、あらためて検討してみることにする。

1. 省庁再編論の系譜

(1)官僚制批判と省庁再編論

政府部内で省庁再編に向けての動きが具体化したのは、1996年11月に行政改革会議が設置されてからといえる。同会議は、国家機能のあり方、中央省庁の再編、そして官邸機能の強化という3つの課題を与えられて発足したものである。しかも、発足後1

年以内に成案を得て、1998年の通常国会に必要な法案を提出するという、ごく具体的なものである。行政改革にかかわるものとしてそれまでに設置されていた、行政改革委員会（1995年設置）が、規制緩和その他の行政改革の実施状況を監視するとともに、行政情報公開法案の策定という役割を与えられていたにすぎないことからすれば、この行政改革会議の設置が省庁再編という課題の急浮上の画期をなしたといえる。

ただ、自民党内部において省庁再編がどの程度本格的に考えられていたのかは、それほど明らかではない。たしかに、同党行政改革推進本部の「橋本行革の基本方向について」（1996年6月18日）では、「改革の方向」の「第一国の役割の見直しとスリム化」の中に、「首都機能移転とも関連させた中央官庁の再編」が含まれていたが、具体的な再編論としては「政策立案部門と制度執行部門との間に適切な距離を設けること」がいわれた程度であった。

省庁再編論の背景には、これまでにない官僚制への「批判」がある。この批判は、一方で、第2臨調の行政改革論の中で、産業界と官僚制の対立という形で準備されてきた。すなわち、第2臨調行革は、産業界による新たな行政課題の要求という面のほか、合理化とリストラを進めてきた産業界による行政批判であり、減税要求としての側面を持っていた。また、それまで産業政策を通じて業界を支配し指導してきた官僚制に対して、産業界が情報・技術・戦略など知的優位性を次第に確保しつつ、その自立性を主張して行政による関与の縮小＝規制緩和を要求したものであった。第2臨調は、その意味で、官僚制と産業界との力関係の変化をすでに示唆していた。

もっとも、第2臨調当時において、官僚制そのものに対する批判は、表面化することはなかった。むしろ、財政再建をめざすうえでの、産業界と高級官僚は、この段階ではなおも共同の政策立案者としてあったのであり、批判と攻撃の対象にされたのは公務員一般であり、むしろ多くの場合、下級の公務員の給与や勤務姿勢等に批判が組織されたし、国民生活にかかわる個別の施策が批判の対象とされた。

官僚制批判の第2幕は、自民党政権が瓦解し細川連立政権が成立するとともに、政治と官僚制の対立という図式で始まった。細川連立与党サイドから政府による政策決定の必要性がいわれ(田中秀征)、また、政府委員廃止や政務審議官設置(小沢一郎)などの提案が行われるなど、政治による官僚の統制論が活発にされた。マスコミもまた、官僚制批判のキャンペーンを積極的に行った時期でもある。それまで野党のスローガンであった「政・官・財」癒着がしきりに言われ、政権交代に対応しない官僚の傲慢が批判され、政権交代に伴う官僚の相対的な地位の上昇への警戒も示された。

そして、行政改革の中で、それまでの行政組織改革と一線を画する形で省庁再編が論じられたのは、細川連立政権が登場した直後の、第3次行革審(臨時行政改革推進審議会)の最終答申(1993年10月27日)である。ここで、国家機能の純化、縦割り行政を是正する「大括りの省庁」構想、それに内閣機能の強化がいわれた。中央省庁のこれほどまでの大幅な改革案がいわれたのは、第2臨調および3次にわたる行革審による行政改革を通じて、初めてのことであった。

(2)橋本政権と省庁再編論

この新たな省庁再編論は、自民党による長期単独政権が崩壊して政権交代が現実化する中で、新しい政権による行政組織＝官僚制に対する統制の確保という課題に対応するものとして新たに登場したというべきであろう。この脈絡からすれば、縦割り行政批判も、官僚制一般に見られるセクショナリズムの批判にあるのではなく、政治＝内閣の統制に服さない行政組織を再編し、それを通して官僚制に残る自民党の影響力を削ごうとすることに主眼があったといえる。したがって、省庁再編論は、政治による行

政の支配をメインのテーマにしつつ、内閣機能の強化、幹部職員の政治的任用の導入などと密接に絡み合いながら、論じられることになる。

しかし、右の経緯からすれば、実質的に自民党政権といえる橋本内閣において、省庁再編が論じられることは、ある意味で逆説的でもある。自民党が族議員に至るまで癒着してきた官僚制を再編しようというのであり、それは自己矛盾といえるからである。もっとも、高級公務員は、自民党政権の長期安定化が従来のように考えられず、必ずしも自民党のみに結び付けない。そのため、自民党政権にとっても、官僚の支配、統制が課題とならないわけではない。また、これまで行政改革を国民を動員する口実として用いてきた経緯からも、さらには、政権をうかがう他の保守諸政党との対抗上も、改革のスローガンを掲げないわけにはいかないであろう。

しかし、自民党にとって省庁再編に関心を寄せるのがその限りであれば、内閣機能の強化や政治的任用の導入に積極的であっても、省庁の組み替えまでも課題となるようには思われない。組み替えが必要であるとすれば、それは、別の考慮、すなわち、国民生活に関連するかぎりでの「小さな政府」と、国際的な地位を高めようとする「強力な政府」を目指す脈絡においてであろう。

2. 省庁再編論の概要

(1)行政組織改革の基本的な視点

省庁再編といっても、その具体的内容は、現在もなお、それほど明かではない。1年という期間を限って作業を進めている行政改革会議も、5月1日に、ようやく各委員の意見を羅列した「中間整理」を発表したにとどまり、合議体としての見解を明確にするにはほど遠い状況である。マスコミがなぜかこぞって省庁再編を期待する割に、その内容はいまだ見えてこないといえる。ただ、行政改革会議の第7回会議(3月5日)で示された「主要論点項目(案)等」と題する資料は、同会議における省庁再編の方向を示唆している。

この「主要論点項目(案)等」では、国の行政組織改革にあたっての基本的な視点を7点に分けて説明している。第1が、官民の役割分担であり、産業

特集・「行政改革」と日本の労働者・国民

規制・保護行政の撤退、縮小および事業的な部門の民営化がいわれている。第2が、地方分権であり、国の事務・事業のうち国として本来果たすべきもののみを残し、地方公共団体に移管し、中央・地方の国の行政機構を縮小するという方向で地方分権がいわれる。第3は、簡素化、効率化であり、ここで、いわゆる企画・立案・調整部門と実施（執行）部門との分離論が示される。すなわち、中央省庁は企画・立案・調整機能に純化し、実施部門は民営化・競争原理の導入によって効率化を図ることとされる。第4が、政治の主導性、政治の責任の強化論であり、官邸機能の強化、各省庁のトップ体制、政策スタッフ制度などが問題となる。第5に、総合的・柔軟な政策の実施、問題解決能力の高度化がいわれ、重要課題への対応のために、組織の統合・集約化、人材の専門性の高度化・集中化、重要政策にかかる調整体制などが内容となる。第6に、国民の信頼の確保がいわれ、行政情報の開示・公開、政策の評価・改善システム、オンブズマン制度、監察・監査・規律保持のシステムなどが検討の対象となる。第7が、国際的な調和であり、国際的な政策協調、国際的貢献の強化、重点的・集中的取り組みのための組織の統合・再編がいわれている。

(2) 具体的な検討課題

以上の視点を前提にしながら、「主要論点項目（案）等」は、具体的な検討項目として、「中央省庁の在り方（企画・調整・実施機能）及びその再編成の基準」、「内閣機能の在り方」、および「関連する行政諸制度の改革の方向」をあげている。

まず、中央省庁の「再編成の基準」では、行政の機能を、企画・立案・調整の機能と、実施（執行）の機能に分離し、中央省庁としては前者の機能に重点を置くべきであるとする見解がとりあげられている。制度上の問題としては、とくに実施部門を切り離した場合の大臣責任制の原則との関連が問題にされているものの、ほぼ、2つの機能の分離論と中央省庁の機能の純化論は前提とされているようである。そして、企画・立案・調整等の機能に重点を置くべき中央省庁の組織について、各省庁トップの政治的任用、人材の確保・養成等が検討対象とされているほか、政治的に任用された省庁スタッフによる政策

形成過程の透明化の必要性が指摘されている。他方、実施部門の中央省庁からの分離も、おおよそ既定の方向とされ、分離すべき部門の決定基準、分離後の組織形態（いわゆるエージェンシー等）が検討されることになる。

なお、中央省庁の再編成の方向については、第3次行革審でいわれた「大括り」の省編成については、功罪が指摘されるにとどまり、行政改革会議の方向として確定されていないようである。

「内閣機能の在り方」では、内閣機能の強化の目的として、重要施策や緊急課題への対応力の強化、危機管理機能の強化、首相のリーダーシップの強化がいわれ、具体的な検討事項としては、首相のリーダーシップを確保するため、行政各部の指揮監督の強化、補佐官制度の導入、内閣官房の再編などがあげられている。

そして、関連諸制度の改革方向では、国家公務員制度、財政投融资制度・特殊法人、地方行財政制度、評価・監察制度などがあげられている。

3. 効率化と集権のためのエージェンシー

(1) エージェンシー構想

行政改革会議の省庁再編論で新たに登場したのは、いわゆるエージェンシーの構想である。これまで、これに近い主張としては、並河信乃（日本経済新聞社『官僚一軌む巨大権力』331頁以下）が、官僚組織の肥大化を是正し、『政』主導の政策決定を実現するうえで必要な方策として提案したことがあったが、第3次行革審でもそうした議論はなく、行政改革会議とともに急浮上したものである。

エージェンシー（英語のagency。一時、「外庁」という訳語が当てられたが、現在では「独立行政法人」の語が当てられているようである）とは、イギリスで、公務運営における効率性を実現するために立案された、目標の設定、資源の最適利用、および目標達成方法という3つの要素からなる財政運営対策と呼ばれる経営管理制度に端を発し、1988年に、これを実行するための新しい組織として提案されたものである（その経過と問題点については、福家俊朗「イギリスにおける行政機構改革—Next Step Agency制度の導入」『行財政研究』25号50頁以下参照）。

現在、エージェンシーは130機関にのぼり、全国家公務員数の約4分の3に当たる38万6千人がこれに属するといわれている。こうした機関としては、自動車運転免許局、土地登記局、旅券局、社会保険給付業務庁、雇用安定庁、気象庁、公文書館、刑務所庁、高速道路管理局など国民へのサービス提供を内容とする事務を担当する機関のほか、政府広報局、公務員大学校、統計局、造幣局などの行政内部の事務を担当する機関、資源研究所などの研究機関、さらには、会社登記局、薬事審査局、特許局、車検局など規制権限を担当する機関にまで及んでいる(「武藤総務庁長官英国行政改革実情調査結果の概要」による)。

エージェンシーの導入の是非やその具体的な内容については、いまだ明かでないが、行政改革会議の第15回会議(5月28日)での事務局が作成した「中央省庁の在り方及びエージェンシーについて(討議メモ)」によれば、「公共的、公益的な事務・サービスについては、その効率的、効果的な実施のために、その業務運営に可能な限りの自律性を付与し、責任を明確化するため」に、イギリスの手法を参考にして新たな組織の手法の導入を検討することを提案し、中央省庁から分離される実施部門の受け皿として、これを、外局(規制・監督の事務を担当する機関)、特殊会社(現業的な部門)とならんで位置づけている。また、別の配布資料「中央省庁の在り方及びエージェンシーについて(イメージ試案)」によれば、「公共性・公益性の高いサービスの効率的・高品質な提供」を行う事務・事業について、「国が主体となる場合に課せられる諸制約をはずし、自律的・効率的な運営を行うため」に、「効率的・効果的な実施のため、法人格を付与して行わせる」こととしている。具体的には、国家行政組織法・総定員法・国家公務員法の適用を緩和ないし除外して内部組織や人事・定員配分に柔軟性をあたえ、給与等にメリット制を導入する。企業会計を導入し年度繰越や移流用を認めるなど、予算制度の弾力化を図る。そして、中期目標と中期事業計画を策定し目標達成に係る評価を行うこととしている。

(2) 効率化と集権化の手法

省庁再編論の中で、唯一具体性をもって語られて

いるエージェンシーの構想は、みたように、行政の効率化を極限まで進めようとするものであり、いわば民営化に至る中間形態として位置づけられているといえる。しかし、同時に、単なる効率化のための組織的手法にとどまらない。なぜなら、今回の省庁再編論では、何よりも中央省庁を企画・立案等の機能に純化しこれを身軽にすることが第一に考えられたのであり、そのために分離される実施(執行)部門の受け皿として、急速、イギリスの最近における組織手法が借りられたといえるからである。国民生活に関連する行政分野について、これほどの大規模な再編はなかったといえるが、その動機は、国家機能の限定・純化ということにもある。したがって、エージェンシーは、単なる効率化だけでなく中央省庁のスリム化=集権化のための手法である。

そうした背景で、急浮上したエージェンシー構想であるが、なによりも問題とされるべきは、この構想が対象とする事務がいずれも国民に対する行政の責務というべき事務であり、行政が効率的におこなわれることは当然であり、そのための改革を進めるべきであるとしても、効率化のみを目的として行われてよいかということであろう。これらの行政で何より求められるのは、公正な判断が行われることであるが、財政的な効率性を重視する目標管理方式によるとき、それが損なわれるおそれが多分にある。イギリスにおいてさえ、サービスの質の確保のために、1991年に市民憲章(citizen's charter)を制定し、つぎの6つの原則が設けたといわれる。(イ)サービス基準の設定と公表、(ロ)情報公開、(ハ)選択と利用者の意見の反映、(ニ)丁寧かつ親切なサービス、(ホ)執行に誤りがあった場合の陳謝および迅速な是正、(ヘ)効果的かつ出来る限り安価なサービスの提供である(参照、前出「英国行政改革実情調査結果の概要」)。日本で、同様の配慮が考えられるかどうか当然に問われるが、同時に、一方で効率性を最大限重視しつつ、こうした原則で果たして国民の権利を保障しそのニーズに応えられるかが疑問である。

他方、組織編成において国家行政組織法の適用を除外ないし緩和し、予算・財務会計制度の面で弾力的運営を導入するとき、これに対する統制方式が当

特集・「行政改革」と日本の労働者・国民

然に問題とならざるを得ない。また、こうして自律性を認められた新たな機関について、所管大臣の責任との関係も問題になろう。さらに、国家公務員の人事異動および身分移管の問題がある。エージェンシーの職員に国家公務員法の適用があるかどうかはいまだ明らかではないが、適用がないとすれば、職員の首切りがないとしても、身分移管は当然にその勤務条件に激変を生じるものであり、職員の同意なく身分移管と異動が可能かどうかの法律問題も生じる。

いずれも、行政システムに関する大きな問題をはらむとともに、組織方式の問題にとどまらず国民の権利にもかかわる制度変更をとめないかねない。こうした点について行政改革会議が、1年間の審議で、結論が出せるものとはとうてい思えないのである。

4. 集中と集権のための省庁再編

(1)内閣総理大臣の権限強化

国の行政機構の改革論では、これまで繰り返し総合調整の確保がいわれ、そのための内閣制度の改革がいわれてきた。しかし、今回の省庁再編論でいわれる、内閣機能の強化論は、従来とは、違った内容となっている。すなわち、前述の「主要論点項目(案)等」によれば、首相官邸機能の強化や省庁のトップ体制の整備が、「政治の主導性の発揮と責任の強化」の見地からとりあげられ、また、「総合的かつ柔軟な政策の実施」という見地から、組織・人材の専門性の高度化、集中化がいわれ、さらには、重要政策分野における調整体制の必要性が指摘されている。

ただ、具体的な改革の内容はほとんど明らかではない。現在、しきりに議論されているのは、内閣法の改正問題である。現行の内閣法では、内閣総理大臣は、各省の行政事務について、その判断のみで指揮・監督することはできず、閣議にかけた方針に基づいて指揮監督することができるにすぎないが、これを改めて、必要に応じて内閣総理大臣は閣議を開かなくても行政の各部門を指揮監督できるとしようというのである。

また、権限が強化される内閣総理大臣を補佐するための組織再編も一部の委員(経団連の豊田委員)から提案されている。1つが内閣総理大臣室であり、

内閣官房と総理府の総合調整機能をしている部門を統合して少数精鋭の政治的任用による政策スタッフを集めるという。もう1つが内閣府の構想であり、現在の人事院、内閣法制局、それに総務庁の本庁部分を統合するという案である。

このような内閣総理大臣の権限の強化論は、従来からある内閣組織における総合調整機能の強化論とは異なり、むしろ、内閣総理大臣のリーダーシップ、「政治の指導性と責任」の強化という新たな視点に基づくものといえる。それは、他方でエージェンシー方式を採用して、中央省庁の機能を企画・立案・調整機能に純化し、これをスリムなものとすることと一体のものであり、むしろ、中央省庁をこうした集権的な機構に再編することが最終的な目標であるともいえる。集中と集権の体制は、内閣機構にとどまらない。各省庁においても「倫理性の高い高度知識と専門性」を備えた職員をトップに確保し、ここにも政治的任用を広く採用しようとしている。

(2)政治と行政の関係

行政に対する政治の支配というスローガンは、すでに述べた官僚制批判の活発化と同時期に盛んにいわれ始めたものである。たしかに、選挙という正当性根拠を持つ政治=政府(内閣)による行政の統制は、国民主権国家においては、当然の原理であるといえる。そのために、各国は、さまざまな仕組みを採用してきた。イギリスは、職業的公務員からなる機関と政治的に任用された職員によって構成される機関を組織的に分離するなど、政治と行政の厳格な区別を前提にした行政統制システムを採用し、フランスやドイツでは、政治と行政の区別はあるものの上層での組織的な相互浸透を部分的に認めることによって行政を統制するという手法を採用している。

しかし、政治による行政の統制という主張には、現実の行政=官僚制が政治と深く結びつき一体化している現実をことさらに覆い隠す役割をもつ。官僚制批判でいわれている縦割りや業界利益の保護は、実際には政党と業界が高級公務員と一体となって進めてきたものである。官僚による産業界の統制も、自民党と産業界が一体となってこれを促してきたというべきである。

同時に、政治による行政の統制という理念は、そ

れだけを絶対のものとするとき、行政を公正で中立なものとして進めることを阻害するものとならざるを得ない。政治＝政党は、それぞれ選挙民や業界その他の利益代表としての性格を有し、政党による行政の支配は行政の公共性を損なう危険がある。そのため、政治と行政の区別という別の理念による補完が不可欠である。これを確保する方策は、公務員の人事における政治的な干渉の排除であり、客観的な成績主義による任用であり、また、公務員に対する思想的な支配を避けるために必要な政治的自由の保障である。日本は、周知の通り国家公務員については極端に政治的自由を制限しながら、現実には行政機構を与党の集票機構としてさき動員してはばかり、また、国家公務員法の禁止にもかかわらず高級公務員人事を閣議了解事項にするなど脱法的な政治的任用を慣行化してきたのである。

とくに、今日の政治の責任論は、民主的な契機に基づくものというより、集権的な色彩がきわめて濃いところに、その特徴がある。集権が、一部の者に決定権を与えることを意味し、民主制に反する専制をもたらす危険のあることはいうまでもない。戦後の各国の行政システムにおいては、むしろそうした権力の集中や集権を避け、行政過程においても、国民の広範な参加を得て政策決定を行うシステムを採用してきたはずである。

政治による行政の統制という主張が、官僚制批判という風潮の中で、日本の現実を無視して説かれるとき、行政の公正・公共性がますます損なわれる危険性が感じられるのである。何よりもまず、行政が自民党など特定政党のために歪曲されている実態が批判されるべきであり、そうした行政の中立性を実現する方途が明らかにされた上で、政治による行政統制の範囲と限界が論じられるべきである。

さらに、こうした集権・集中を正当化するために、しきりに危機管理機能の強化がいわれ、ペルーの日本大使公邸占拠事件が引かれ、さらには、ロシアのタンカー座礁事件まで危機管理にかかわるかのようである。しかし、危機管理という異常な事態においてあるべき行政のシステムと、通常の行政を進める上であるべき組織体制とは当然同一に論じるべきものではない。法律に基づき公正な行政を進めるとい

う点では、政治の関与を廃し、権限を分散することもあり、たとえば独立行政委員会の制度がそれを示しているし、また、省庁ごとの縦割りの行政組織もその点では一定の利点を有する。他方、緊急事態への対応といっても、集権的な機構の有効性にも疑問がある。大規模地震のような局地的な災害について、内閣総理大臣の指示がなければ対応できないシステムが有効であるはずはなく、政治的な判断より技術的専門的な判断を多く要求されることからすれば、地方公共団体と専門的な機関に適切に権限を分権・分散した上で、関係機関に協力義務を課すことで十分な効果を発揮できるといえるのである(山内敏弘「自衛隊の災害出動の問題点と災害救助隊創設の課題」『行財政研究』25号17頁参照)。今日の危機管理機能の強化論も、内閣機能の強化ないしは内閣総理大臣の権限強化のための口実というほかないのである。

おわりに

自民党の長期政権が瓦解した後、再び自民党を中心とする連立諸党が政権にあるとしても、政権の行方は流動的であり、奇妙にも保守諸政党は、一致して行政改革のスローガンを掲げている。いわれるほど、日本が直面している問題がそれほど明確にされないまま、「21世紀の日本」のために改革が緊急の課題であるという。それは、結局、政権の獲得と維持のための政争の具としての改革論であり、真に日本の国の行政が抱えている本質的な問題に触れるものとは思えない。

実際、エージェンシー方式を採用して実施部門を分離し、スリムで機動的に再編された国がなすべき課題を、先の行政改革会議の「主要論点項目(案)等」でみると、国民のニーズからいかにかけ離れているかが分かる。第1にあげられているのは、国際的な安全保障、国際的な危機の防止である。それは第2臨調が課題とした「総合安全保障構想」を思わせ、国際貢献といっても、軍事的な日本のプレゼンスの強化を指していることが推測される。第2の重点課題として民生面の国際貢献が、人口、食糧、エネルギー、環境といった世界的な問題への貢献としてあげられている。政府によって、国内の課題と

特集・「行政改革」と日本の労働者・国民

していわれる高齢化、少子化の問題への対応はようやく第3にあげられるが、その他の課題を見ても、研究開発を通じての学術的な国際競争力の強化や、創造的な人材育成の課題などは、強く国際的な関係を意識したものであろう。そして、あとは、防災、危機管理という、安全と治安という課題がいわれるにすぎない。スリム化した国の行政はもはや国民生活には責任を負わず、日本の産業の国際的な進出と軍事的な大国化を追求めることになるのであろう。

こうした国の再編論は、いわれてきた地方分権論と共通するものである。地方分権論は、一方で、先の地方分権推進委員会の第1次勧告（96年12月）がそうであったように、機関委任事務を廃止するなど、地方自治の保障のための歴史的な課題に応えるかのように見えながら、その実、国の行政事務をスリム化して、重点課題に効果的に国が取り組めるための地方への事務移譲であり、また、現実には、新しい政府による監督・関与の手法を採用し強化しているのである。さらに、規制緩和論も、行政による規制的事務・事業の民間化、市場原理による代替をいいつつ、国の行政の限定を繰り返し説いてきたのである。

しかし、日本の現実には、こうした国家再編論がいかに現実と合わず、また、国民を愚弄し政争の具としての改革論に明け暮れるとき、ますます各国の日本に対する不信を募らせることを明瞭に示唆している。

規制緩和論者や新自由主義者が期待した市場のプレイヤーは、少なくとも日本に関するかぎり、不良債務にあえぐばかりか、違法行為にまみれている。それは、日本の政治と行政そして産業界がいかに腐敗の構造を作り出し、根本的に改める展望がほとんど見えないほどであることを教えている。規制緩和の中で、違法行為はいっそう進行し、官僚は規制権限の縮小を口実に監督責任を回避し、政治はあらゆる場面で利権を求め続けている。

あれほど、話題になった金融業界の不良債務の処理は、いつの間にか忘れられ、超低金利政策であえぐ年金生活者、高齢者の不満も聞かされることはない。老人ホームが汚職の温床になったことがいわれ、老人ホームで多くの老人が手当もなく放置されたこ

とは報道されても、老人福祉のあり方は介護保険法制定に矮小化され、真剣に論じられることがほとんどない。どれも、省庁再編で解決するわけでも、規制緩和で解決するわけでもないことは明らかである。

問題は、省庁再編でもエージェンシーでもなく、日本の腐敗の構造が変わることなく放置され、国民生活に関連する行政はますます縮小され、他方、天文学的な行政資源・資金が特定の産業の救済に用いられ、政治的に私消されているところにある。改革しなければならないのは、行政＝官僚制のみではないはずである。

20年近くにわたって行政改革論（規制緩和・地方分権・省庁再編）がいわれ、日本の政治的な争点が改革論に矮小化され続けてきた。つねに、通奏低音として鳴り響いてきたのは、市場万能論であり、新自由主義であり、そして経済成長至上主義である。かつては、サッチャーリズムやレーガノミックスといわれるなど各国を席卷したこれらのドグマだが、それをなおも絶対のものと説いているのは、いまやひとり日本のイデオログだけではないだろうか。イギリスの労働党、そしてフランスにおける左翼連合の大勝は、いずれもヨーロッパにおけるマネタリズムおよび経済成長至上主義の終焉であると評されている。ヨーロッパは経済政策と社会政策の調和に向かって進もうとしているのである。

政府による「行政改革遊び」を拒絶し、政治と行政、それに産業界に蔓延する腐敗の構造を明らかにして、人権と平和の原理に基づく、真に国民のための施策を実現するための公正で民主的な行政のための改革を求める時期に、いま、来ているように思える。

（法政大学教授）